

「設備士受験の総合対策 空調・衛生編」 改訂 9 版 正誤表

頁・行	訂正箇所	誤	正				
3 頁	表 1.1 居室における空気環境 管理基準と測定器 一酸化炭素の基準値	10ppm 以下（外気が 10ppm 以上 のときは 20ppm 以下）	6ppm 以下				
3 頁	表 1.1 居室における空気環境 管理基準と測定器 温度の基準値	17℃～28℃ 冷房時は外気との差を著しくしな いこと	18℃～28℃ 冷房時は外気との差を著しくしな いこと				
31 頁	表 3.2 冷房設計外気温湿度(夏 季) 東京の 14 時の乾球温度、絶対 湿度	33.4 18.6	34.8 20.6				
31 頁	表 3.3 暖房設計外気温湿度 東京の 8 時の乾球温度	0.0	2.0				
249 頁	表 1.2 水道水の水質基準 六価クロム化合物の基準値	六価クロムの量に関して、 0.05mg/l 以下であること。	六価クロムの量に関して、 0.02mg/l 以下であること。				
249 頁	表 1.2 水道水の水質基準 亜硝酸態窒素 9. として追加、以下附番繰り下 げ		0.04mg/l 以下				
249 頁	表 1.2 水道水の水質基準 トリクロロエチレンの基準値	0.03mg/l 以下であること。	0.01mg/l 以下であること。				
249 頁	表 1.2 水道水の水質基準 ジクロロ酢酸の基準値	0.04mg/l 以下であること。	0.03mg/l 以下であること。				
249 頁	表 1.2 水道水の水質基準 トリクロロ酢酸の基準値	0.2mg/l 以下であること。	0.03mg/l 以下であること。				
257 頁 上から 3 行目	高置水槽方式に関する記述	高置水槽から重力によって必要個 所へ給水する方式で最も一般に用 いられる方式である。	高置水槽から重力によって必要個 所へ給水する方式で最も一般に用 いられる方式である。				
344 頁 上から 15 行目	排水配管に関する一般事項 (8) (b) の記述	(b) 延長が長い横菅の途中で、管 径が 100mm 以下の場合は 15m 以内、100mm を超える場合は 30m 以内。	(b) 延長が長い横菅の途中で、管 径が 100mm 以下の場合は 15m 以内、100mm を超える場合は 20m 以内。				
414 頁	表 4.6 屋内消火栓開閉弁その 他設置高さ 項目追加		<table><tr><td>弁・起動装置等</td><td>設置高さ</td></tr><tr><td>消火器</td><td>床面より 1.5m 以下</td></tr></table>	弁・起動装置等	設置高さ	消火器	床面より 1.5m 以下
弁・起動装置等	設置高さ						
消火器	床面より 1.5m 以下						

455 頁 下から 1 行目	例題 3 の解説の記述	$= \text{ちゅう房排水量} \times \text{BOD 値} \times \text{汚水} \cdot \text{雑排水量} \times \text{BOD 値}$	$= \text{ちゅう房排水量} \times \text{BOD 値} + \text{汚水} \cdot \text{雑排水量} \times \text{BOD 値}$
----------------------	-------------	---	--

※省エネ基準、スプリンクラー設置基準については、法改正がありますので、最新情報をご確認ください。

令和 6 年 10 月 24 日時点